

畜産経営体質強化計画に対する意見書

番 号
年 月 日

北海道知事 様

所 在 地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名

畜産経営体質強化資金対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 20 日付け 28 年度 発中畜第 72 号）別添 1 の 3 の（2）のイの規定に基づき、下記のとおり意見を 付して、借入希望者から提出のあった畜産経営体質強化計画と併せて提出します。

記

1 借入希望者名

2 借入希望者が貸付対象者の要件に該当する者であることの確認

項 目	該 当
畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者であること。	
簿記記帳を行っているか又は行うことが确实と見込まれること。	
酪農、肉用牛又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有していること。	
償還負担を軽減することにより、畜産経営体質強化計画の達成が可能であり、かつ、畜産経営体質強化支援資金の借入年度以降において、畜産経営体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。	
法人にあっては、次のいずれかに該当すること。	
農事組合法人	
農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 575 条第 1 項に規定する持分会社	
農業者等がその法人の株主であって、株主の総数が 50 人以下である株式会社（公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）	
農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの	
その他都道府県知事と地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）との協議が必要な法人	

（注）貸付対象者の要件に該当することが確認できた場合には、該当にチェックを入れること。

3 畜産経営体質強化計画に対する意見

(1) 畜産経営体質強化計画の妥当性

(2) 償還確実性

- ※ 1. 借入希望者が複数の場合は、借入希望者が複数の場合は、借入希望者ごとに1～3を作成すること。
- 2. 融資機関としての知見・ノウハウを活かして具体的に記載すること。

